

## 豆乳類品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1684号  
 改 正 平成17年10月5日農林水産省告示第1512号  
 改 正 平成19年11月6日農林水産省告示第1371号  
 改 正 平成23年8月31日消費者庁告示第8号  
 最終改正 平成23年9月30日消費者庁告示第10号

### (趣旨)

第1条 豆乳類(豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料であって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
豆乳	大豆(粉末状のもの及び脱脂したものを除く。以下同じ。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られた乳状の飲料(以下「大豆豆乳液」という。)であって大豆固形分が8%以上のものをいう。
調製豆乳	次に掲げるものをいう。 1 大豆豆乳液に大豆油その他の植物油及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製豆乳液」という。)であって大豆固形分が6%以上のもの 2 脱脂加工大豆(大豆を加えたものを含む。)から熱水等によりたん白質その他の成分を溶出させ、繊維質を除去して得られたものに大豆油その他の植物油及び砂糖類、食塩等の調味料を加えた乳状の飲料(以下「調製脱脂大豆豆乳液」という。)であって大豆固形分が6%以上のもの
豆乳飲料	次に掲げるものをいう。 1 調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液に粉末大豆たん白(大豆豆乳液、調製豆乳液若しくは調製脱脂大豆豆乳液を乾燥して粉末状にしたもの又は大豆を原料とした粉末状植物性たん白のうち繊維質を除去して得られたものをいう。以下同じ。)を加えた乳状の飲料(調製豆乳液又は調製脱脂大豆豆乳液を主原料としたものに限る。以下「調製粉末大豆豆乳液」という。)であって大豆固形分が4%以上のもの 2 調製豆乳液、調製脱脂大豆豆乳液又は調製粉末大豆豆乳液に果実の搾汁(果実ピューレー及び果実の搾汁と果実ピューレーとを混合したものを含む。以下同じ。)、野菜の搾汁、乳又は乳製品、穀類粉末等の風味原料を加えた乳状の飲料(風味原料の固形分が大豆固形分より少なく、かつ、果実の搾汁を加えたものにあつては果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が10%未満であり、乳又は乳製品を加えたものにあつては乳固形分が3%未満であり、かつ、乳酸菌飲料でないものに限る。)であって大豆固形分が4%以上(果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上10%未満のものにあつては2%以上)のもの

### (義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同

じ。)が豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料の容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、大豆固形分とする。

2 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、大豆固形分、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、豆乳にあっては「豆乳」と、調製豆乳にあっては「調製豆乳」と、豆乳飲料にあっては「豆乳飲料」と記載すること。

(2) 大豆固形分

パーセントの単位で整数値をもって単位を明記して記載すること。ただし、豆乳(大豆固形分が8%以上のものに限る。)にあっては「8%以上」と、調製豆乳(大豆固形分が6%以上のものに限る。)にあっては「6%以上」と、豆乳飲料(大豆固形分が4%以上のものに限る。)にあっては「4%以上」(豆乳飲料であって果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が5%以上のもの(大豆固形分が2%以上のものに限る。)にあっては、「2%以上」と記載することができる。)

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 「大豆」、「脱脂加工大豆」、「粉末大豆たん白」、「大豆油」、「食塩」、「みかん果汁」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

(4) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「ぶどう糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(5) 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(4)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖果糖液糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の

規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同府令第1条第2項第5号括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(4) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

- 2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、大豆固形分、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、豆乳にあっては「豆乳」の用語、調製豆乳にあっては「調製豆乳」の用語、豆乳飲料にあっては「豆乳飲料」の用語（粉末大豆たん白を加えたものにあつては、「豆乳飲料」の用語及び粉末大豆たん白を加えた旨）を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 「天然」、「自然」の用語
- (2) 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語
- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1684号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月5日農林水産省告示第1512号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料の品質に関する表示については、この告示による改正前の豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。